



【お問い合わせ】
可茂消防八百津出張所
電話 43-0476

住宅用火災警報器を設置しましょう！

平成23年6月1日から、今お住まいの住宅にも住宅用火災警報器の設置が義務となります。

住宅用火災警報器の設置義務は、かけがえのない町民の皆さんの生命を火災から守るために決められたものです。

平成23年6月時点で、すべての住宅に設置されているよう、皆さんのご理解とご協力をお願いします。



注意!! 住宅用火災警報器の訪問販売

これに伴い、消火器と同様に悪質な訪問販売をする業者があらわれています。

高額な金額を請求されます。1個2万円前後（通常は1個5千円前後で購入できます）

- ・住宅用火災警報器は、電気店やホームセンターなどで容易に購入できるもので、消防署では販売していません。
- ・住宅用火災警報器（電源＝電池式）は、個人でも容易に取り付けできますが、設置を依頼する場合は事前に見積もりを取り、工事内容をよく確認しましょう。
- ・住宅用火災警報器の訪問販売は、「特定商取引に関する法律」に基づくクーリング・オフ制度の対象であり、一定の期間は契約の解除が認められています。



平成22年度 全国統一防火標語

「消したかな」 あなたを守る 合言葉



自転車安全利用5則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は歩道を通行することができる場合、これまで道路標識等により通行することができる歩道を通行することができます

また、次のような場合にも歩道を自転車で通行することができるようになります。

児童（6歳以上13歳未満）や幼児（6歳未満）が運転する場合

70歳以上の者が運転する場合

安全に車道を通行することに支障を生じる程度の身体の障害を持つ者が運転する場合

車道等の状況に照らして自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないと認められる場合。

2. 車道は左側を通行

3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

道路標識等により通行すべき部分が指定されているときはその指定された部分を、指定されていない場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しながら通行しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければなりません。

4. 安全ルールを守る

飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

夜間はライトを点灯

交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5. 子どもはヘルメットを着用

児童（6歳以上13歳未満）や幼児（6歳未満）が運転する場合、その保護者は乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。

